

# 服飾デザイナー助成制度に関する規程

公益財団法人日本服飾文化振興財団

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本服飾文化振興財団(以下「この法人」という。)が、定款第4条第1項第3号の規定に基づき、服飾文化の振興に寄与するデザイン活動に対する助成制度の実施に関し必要な事項を定める。

## (名称)

第2条 この助成制度の名称を「服飾デザイナー助成制度」とする。

## (対象及び助成額)

第3条 この助成の対象となる活動並びに助成額は、助成選考委員会(以下「選考委員会」という。)が別に定める募集要項による。

## (申請)

第4条 この助成を受けようとする者は、別に定める申請書をこの法人の理事長に提出しなければならない。

## (決定)

第5条 第4条の規定による申請書の提出があったときは、選考委員会が選考し、決定する。

2 委員長は、その選考結果を理事会に報告する。

3 1項により決定された助成決定通知書は、理事長が助成対象者に送付するものとする。

## (選考委員会)

第6条 この法人に選考委員会を置く。

2 選考委員会は、助成金・その他活動を円滑且つ効果的に実施するため、次の各号に掲げる任にあたる。

(1) 助成方針及び選考方法の決定

(2) 申請された活動を以下の基準に基づき選考

a.原則として国内において服飾デザイン活動を行うものであること

b.発展性を期待できる活動であること

(3) 決定された活動の成果の確認

3 委員会の構成は、この法人の理事から1名、評議員から1名及び部外有識者1名の3名と

し、理事会の承認を受け、理事長が委嘱する。

4 委員の互選で委員長を置く。

5 委員の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続では3期までとする。

6 補欠又は増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(選考委員会の運営)

第7条 選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員長は議長となり、議事を整理する。

3 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の承認により決定する。

4 選考委員会の決定に際し、必要であれば専門アドバイザーの意見を聞くことができる。

5 選考委員会の議事については、議事録を作成し、委員長が理事長に報告する。

6 選考委員会に出席した部外有識者である委員には、「謝金支払基準」に定める額の謝金を支給することができる。

7 選考委員会の庶務は、この法人の事務局が行う。

(計画変更)

第8条 助成対象者は、決定された活動計画書に記載された内容を変更するときは、あらかじめ所定の変更届を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消、助成金の返還)

第9条 助成対象者が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定の取り消し、交付の中止、又はすでに交付した一部若しくは全部の助成金の返還を求めることができる。

(1) 決定された活動を中止しようとするとき

(2) 虚偽の申し出又は報告を行った事実が判明したとき

(報告)

第10条 助成対象者は、活動実施期間終了後3ヵ月以内に完了報告書及び会計報告書を理事長に提出しなければならない。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。